

看護職員修学資金貸与制度を新たに開始

－ 県央地域における看護職員の確保と人材の地ます元定着を図ります

燕市は、県央基幹病院の令和5年度開院と吉田病院の改築・再編を見据え、県や県央地域の自治体と連携した「看護職員修学資金貸与制度」を新たに開始します。

この制度は、将来県央地域で看護職員を目指す学生を対象に、修学資金を貸与するので、卒業後ただちに市が指定する医療機関において5年間看護業務に従事した場合は修学資金の返還が免除になります。令和3年度の募集は、4月1日に開始します。

【令和3年度 看護職員修学資金貸与募集の概要】

1. 対象者：本人または保護者が燕市在住で、看護師等を養成する学校または養成所に在学する人
2. 受付期間：4月1日（木）～5月28日（金）
3. 申請方法：燕市役所 学校教育課（3階 ⑱番窓口）に必要書類を提出
※詳細は、市公式ウェブサイトをご確認ください。
4. 貸与月額：5万円、4万円、3万円から選択
5. 貸与期間：在学する学校・養成所の正規の修業期間（最長5年間）
6. 返還期間：最長10年間（無利子）
7. 返還免除：以下の要件すべてに当てはまる場合は、返還を免除します。
 - (1) 学校や養成所を卒業後、看護職員の免許を取得すること
 - (2) 資格取得後、ただちに市が指定する医療機関において、当該免許を活かした業務に5年間継続して従事すること

〔※市が指定する医療機関 … 県央基幹病院または新潟県立吉田病院、新潟県立燕労災病院〕
8. その他：新潟県が実施している「看護職員臨時修学資金制度」との併用により、月額最高10万円が貸与されます。また、上記の返還免除要件を満たすことで、県の修学資金についても返還免除となります。



本件についてのお問い合わせ先
健康福祉部 健康づくり課：篠田
電話：0256-77-8182（直通）